

人権を たいせつに

人権週間^{12/4}→10

- 強調事項
- 人権の共存
 - 部落差別をなくそう
 - 婦人の地位を高めよう
 - 障害者の完全参加と平等を実現しよう



千葉地方法務局・千葉県人権擁護委員連合会・千葉県

訪問販売

私の体験談（失敗例）

セールスマンに完敗

「今、お掃除キャンペーンをやっています。お宅様を選ばれました。無料でジュータンクリーニングを致します。…」ていねいな女性からの電話。一年程前、業者にジュータンクリーニングを頼んだ時はたし

か一万二〜三千円はしたので、ただならやってもらってもいいわ、私にかぎって、セールスマンの手口にひっかかるはずがないわと皮算用、訪問の日時を約束した。

しかし、やっぱり「ただより高いものはない」ジュータンクリーニングをしたあととセールスマンは、テコでも動かない。あらん限りの知恵を絞って断つても絶対に帰らない。子供達はギャアギャア泣きわめくし、

土地や建物を売ったとき

新居に移って、心うきうきしているあなた、税金のこともお忘れなく……。

土地や建物を売った場合、収入金額からその不動産の取得費と、仲介手数料など売るために直接かかった費用を差し引いて残った金額（譲渡所得）に税金がかかります。

しかし、自分の居住していた土地や建物を売ったときには、三、〇〇〇万円の特別控除の特典があります。

この特典は、①自分が住んでいた土地、建物を売ったとき、②かつて住んでいて、住まなくなった日から三年たった日の年末までに土地、建物を売ったとき、③売手と買手の関係が親子や夫婦など特別の間柄でないことなどの場合に利用できます。

この特典を受けるためには、土地、建物を譲渡した年の翌年三月十五日までに、所得税の確定申告をしなければなりません。

申告に必要な書類は、①譲渡所得の明細に関する書類、②住民票の写しなどです。

また、次のような場合で一定の要件に当てはまるときには、譲渡資産の買い換え、交換の特典が適用されます。

①土地や建物などを同種の資産と交換した場合、②長期所有の居住用財産を買い換えたり交換した場合、③事業用資産を買い換えたり交換した場合、④資産が取用され、その補償金で代わりの資産を取得した場合、⑤既成市街地等内にある土地等を中心高層耐火建物等の建設のために、買い換えたり交換した場合

などです。

これらは全て、申告期限までに確定申告をすることが必要です。

土地や建物の譲渡は、一生のうち何回もあることではありません。事前に最寄りの税務署に相談され、まちがいのないように申告をしてください。

税のよるず相談会

税務記帳でお悩みの方は、無料で個別相談をお受けします。ご利用ください。

日時 十二月十二日（水）

午前十時〜午後三時

場所 光町商工会館

相談員 税理士 市原 貞夫

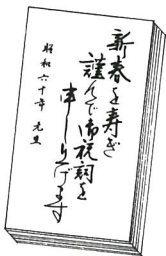
税のプロムナード

急いでどうぞ！

「狭い日本そんなに急いでどこへ行く」という交通安全の標語があります。

日本人は比較的せっかちで、それが日本の経済成長の一つの原動力になっているという指摘もあります。でも税金のことになると、どうしても遅れがちになってしまふのでしよう。事前に相談すれば、税の特典が受けられたり、もっと有利な処理の仕方があったりすることがたくさんあります。急がなくてよいところで急いでしまふあなた、税の相談、申告や納税は早い方がおトクです。

年賀はがきの投かんは
12月20日までに…



心のこもった
年賀状、元旦に
届くようにした
いものです。